

富田林市農地利用最適化推進委員募集要項 (令和8年改選用)

富田林市農業委員会では、次のとおり農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦及び応募を受け付けます。

1 募集人数

推進委員 7名（A地区2名、B地区5名）

各地区の範囲については、別表のとおりです。

（B地区は、A地区より農地面積や農業者が多いため、定数も多くなっています。）

2 任用期間

農業委員会が委嘱した日（令和8年7月20日以降）から令和11年7月19日まで

3 身分

地方公務員法第3条第3項第2号に基づく特別職の非常勤職員（公務員）

（農業委員会等に関する法律第24条に基づき、推進委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。）

4 職務内容

農業委員会が定めた区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等「農地等の利用最適化の推進」に関する見識を持ち、これらの課題解決のため地域における話し合いの中心的役割として現場活動を行います。

そのほか、その担当する区域内における農地等の利用最適化の推進について、農業委員会総会で意見を述べることができます。また、農業委員会の要請に応じて、農業委員会総会等で農地転用の審査業務として現地調査・報告等の補佐を行います。

（農業委員会の議決に加わることはできません。）

農業委員会総会は原則として、毎月1回（毎月10日前後の午後）開催されます。

5 委員報酬

月額 22,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれかに該当する者を除く。

（1）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

（4）富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）第2条第3号に規

定する暴力団密接関係者

7 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、推薦を受ける者又は応募者の住民票を添えて、郵送又は持参により、富田林市農業委員会まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

※推薦をする者が個人の場合（様式第1号）は、本市に住所を有する農業に識見を有する者の3人以上の推薦が必要となります。

(2) 添付書類

推薦を受ける者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内のもの）

(3) 提出先

（郵送の場合） 〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市農業委員会

（持参の場合） 富田林市農業委員会事務局（すばるホール4階）

(4) 受付期間

令和8年2月2日（月）から3月2日（月）まで【郵送の場合は期限内必着】

持参される場合は、平日の午前9時から午後5時30分までに提出してください。

8 選任方法

富田林市農業委員会総会にて選考した上、農業委員会が推進委員を委嘱します。

なお、選任結果は、推薦をする者並びに推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

9 情報の公表

募集期間の中間および終了後に、富田林市ウェブページ等で以下の内容を公表します。

（1）推薦又は応募する区域

（2）推薦をする者（個人の場合）の氏名・職業・年齢及び性別

（3）推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称・目的、代表者等の氏名、構成員の数及び構成員たる資格・要件

（4）推薦を受ける者又は応募する者の氏名・職業・年齢・性別・経歴及び農業経営の状況

（5）推薦又は応募の理由

（6）推薦を受ける者が富田林市農業委員会委員への推薦を受けているか否かの別、又は応募する者が富田林市農業委員会委員に応募しているか否かの別

（7）推薦を受けた者の数

(8) 応募した者の数

10 その他

同時に富田林市農業委員会委員に推薦又は応募することはできますが、兼任することはできません。

11 問い合わせ先

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市農業委員会事務局

電話 0721-25-1000 (内線415)

FAX 0721-20-2072